

運用に関する論点

- 1 事実関係に基づいて心理的負荷強度等の医学的判断を行う専門部会での協議について、認定の基準の具体化や明確化により省略できるものがあるのではないか。

現在は、すべての事案について、精神科医3名により構成する専門部会での協議によって行うこととしている。

ア 次の事案については、主治医の意見及び行政庁における心理的負荷評価表への当てはめに基づき業務上外の決定を行うものとし、専門部会の協議を省略できるのではないか。

- ① 請求人の申述等の内容、事業場関係者の申述等の内容及び主治医の診断等の内容並びに行政庁の認定事実が、発病時期とその原因に関して矛盾なく合致し、当該事実を心理的負荷評価表に当てはめた場合に「強」に明確に該当するもの
- ② 請求人の申述等の内容、事業場関係者の申述等の内容は一致しないものの、行政庁の認定事実と主治医の診断等の内容が、発病時期とその原因に関して矛盾なく合致し、当該事実を心理的負荷評価表に当てはめた場合に「強」に明確に該当するもの

イ 次の事案については、主治医の意見に加え、専門医（地方労災医員等）から意見を求め、これらに基づき業務上外の決定を行うものとし、専門部会の協議を省略できるのではないか。

- ① 上記アの①・②に準ずる認定事実があり、当該事実を心理的負荷評価表に当てはめた場合に「中」又は「弱」に明確に該当するもの
- ② 主治医の診断等の内容では発病時期とその原因が特定されないが、専門医の意見では特定できる場合であって、認定事実を心理的負荷評価表に当てはめた場合に「強」「中」「弱」のいずれかに明確に該当するもの
- ③ 主治医の診断等の前提となった事実関係に行政庁の認定事実との不一致があり、認定事実に基づく専門医の意見で発病時期とその原因が特定され、当該事実を心理的負荷評価表に当てはめた場合に「強」「中」「弱」のいずれかに明確に該当するもの
- ④ 事実関係を心理的負荷評価表に当てはめた場合に例示等に一致するものがなく、心理的負荷強度が「強」に該当しないことは明らかであるが、「中」又は「弱」のいずれか判断しがたいもの
- ⑤ 業務による心理的負荷が「強」であって、何らかの業務以外の心理的負荷及び個体側要因が認められるもの
- ⑥ 疾患名がF3、F4以外の分類に該当するもの

ウ 次のような事案については、引き続き専門部会での協議が必要ではないか。

- ① 自殺事案であって、治療歴がないもの
- ② 事実関係を心理的負荷評価表に当てはめた場合に、心理的負荷強度が「強」に該当するかどうかも含め判断しがたいもの
- ③ 業務による心理的負荷が「強」であって、顕著な業務以外の心理的負荷又は個体側要因が認められるもの
- ④ 上記イにより専門医の意見を求めたところ、専門医が専門部会での協議が必要と判断したもの（疾患名、発病時期、心理的負荷の強度について慎重な検討が必要なもの等）
- ⑤ その他労働基準監督署長が必要と認めたもの

エ 効率的に認定業務を進めるため、主治医からは発病原因を含めた診断内容に関する意見を求めることや、請求人からは業務以外の心理的負荷の有無及び精神障害に関する既往歴の有無等に関する申立て文書を求めることが必要ではないか。

2 その他、運用について検討すべき事項はないか。

医学的意見の聴取・判断の流れ(案)

